

徳島県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
中吉野眼科	徳島市中吉野町三丁目五二二	医療法人三悠会	令和二年一月一日
三愛内科	板野郡板野町吹田字町南二七二	柴田 明德	同
吉田歯科医院	阿南市津乃峰町東分六八	谷本 佳代	同
そのだ歯科医院	名西郡石井町高川原字桜間二七三 一一	園田 周一郎	同日